

一般社団法人日本ロボット学会 学会誌論文賞規程

2012年12月14日理事会制定

2017年11月15日理事会改定

2019年4月16日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、学会誌論文賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 学会誌論文賞(英文名: Best Paper Award)は、本学会分野の発展への貢献を奨励することを目的とし、本学会の機関誌に発表された論文のうち、特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。

(表彰業績の数)

第3条 表彰する論文の数は、毎年4件以内とする。ただし事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 選考の対象となる論文は、表彰を行う年の前前年の1月から前年の12月までの間に本学会誌に発表された総合論文、学術・技術論文、解説論文、研究速報、討論とする。

(賞の内容)

第5条 学会誌論文賞は、賞状、賞牌とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第6条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本学会誌に発表する。

(表彰の制限)

第7条 同一筆頭者となる論文は同一年度に重ねて表彰しない。また授賞した翌年及び翌翌年の同一筆頭者の論文は表彰しない。

(著者の扱い)

第8条 表彰の対象となる論文が共著の場合、著者全員を表彰する。ただし、同一著者が同一の年度に重ねて表彰される場合は賞状のみ重ねて贈呈し、賞牌は一回分に限る。

(選考小委員会の設置)

第9条 学会誌論文賞の候補者を選考するため選考小委員会を設ける。

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 会誌担当理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。委員の任期は原則2年とする。

(選考の原則)

第10条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(役員、委員会委員等による推薦)

第11条 本会会長は、定款に定める本会役員(理事、監事)、旧役員、代議員(以下役員等という)、および編集委員会委員に対し、毎年初頭、前前年の1月から前年の12月までの本学会誌に発表された総合論

文、学術・技術論文、解説論文、研究速報、討論の中から優秀と認められる学術的業績（以下論文という）4編以内を選び、論文名、著者名、掲載誌、発行月および被推薦論文の専門分野または関連分野（複数可）を付し、記名推薦することを依頼する。

- 2 本会会長は第1項と同様の条件などで、会誌編集委員会に推薦を求める。ただしこの場合、推薦数は各々の委員会で決定するものとする。

（会員による推薦）

第12条 本会会長は前条と同様の条件等で、本会会誌に掲載することにより本会正会員からの推薦を求める。ただしこの場合、推薦は、正会員では1名につき論文1編とする。

（論文審査基準）

第13条 学会誌論文賞の審査に当たっては、論文内容の独創性、学術・技術・社会上の寄与と波及効果、完成度を考慮する。

（第1次選考）

第14条 選考小委員会は、推薦された各論文を、それぞれ複数名の委員で評価し、評価結果に基づき10編程度の第1次選考論文を選定する。

（候補の選定）

第15条 上記の第1次選考論文を、選考小委員会の全委員で再度評価する。

- 2 評価結果に基づき、選考小委員会は、上記の第1次選考論文の中から論文賞の候補を選定する。

（結果の報告）

第16条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。

- 2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

（受賞者の決定）

第17条 本賞の受賞者は、前条の委員長の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

（経緯の非公開）

第18条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

（選考小委員会の解散）

第19条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、企画・広報理事、学会誌論文賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2012年12月14日より実施する。
2. 本規程は2017年11月15日より改定実施する。
3. 本規程は2019年4月16日より「学会誌論文賞規程」と改称の上、改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会 学会誌論文賞規程」の正文であることを確認する。

2019年4月16日

署名

印